

第三十一次 参議院地方行政委員会會議録第十七号

昭和三十四年三月十七日(火曜日)午前  
十時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 館 哲二君  
理事 大沢 雄一君  
占部 秀男君  
鈴木 壽君

委員

郡 祐一君  
小柳 牧衛君  
西郷吉之助君  
田中 啓一君  
成田 一郎君  
成瀬 幡治君  
森 八三二君

国務大臣

国務大臣 青木 正君

政府委員

自治政務次官 黒金 泰美君  
自治庁次長 奥野 誠亮君  
自治庁事務局長 金丸 三郎君

事務局側

常任委員 福永与一郎君  
会専門員

説明員  
自治庁税務局 萩原 幸雄君  
定資産税管理官 大蔵省管財 三浦 道義君  
局管理課長

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件  
○駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村  
に対する助成金交付の請願(第一一

第二部 地方行政委員会會議録第十七号 昭和三十四年三月十七日【参議院】

五九号(第一一六〇号)(第一一六一号)(第一一六二号)(第一一六七号)(第一一六八号)(第一一六九号)(第一一七〇号)(第一一七一〇号)(第一一七二〇号)(第一一七三〇号)(第一一七四〇号)(第一一七五〇号)(第一一七六〇号)(第一一七七〇号)  
○国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○地方行政の改革に関する調査(昭和三十四年度地方財政計画に関する件)

○委員長(館哲二君) これより委員会を開きます。  
本日は、まず参考人の出席要求についてお諮りいたします。  
先ほど理事会を開きまして、協議いたしました結果、この二十日、金曜日、地方交付税法の一部を改正する法律案、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案の三案について、参考人の出席を求めて意見を聴取することをとりきめました。参考人として、大府府長、市町村代表、学識経験者並びに税の負担者代表として主婦連合会

長、各一名、計四名を予定いたしておりますが、これら参考人の具体的人選につきましては、便宜委員長に御一任を願うこととして、理事会決定通りに取り運びたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○委員長(館哲二君) 御異議はないようでありますから、さよう決定いたします。

○委員長(館哲二君) 次に、請願の審査についてお諮りいたします。本日御審議を願います国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案に御異議ありませんか、ただいままでに十七件付託されておりまして、慣例によりまして、まずこれらの請願について御審議を願っておきたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○委員長(館哲二君) 御異議がないと認めます。  
お手元に資料を配付いたしました通りに、請願第千五百五十九号、駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に対する助成金交付の請願は十六件を一括して議題といたします。専門員から説明を聴取いたします。

○政府委員(金丸三郎君) 私ども、基本的にはさように考えたいと思っておりますのでございませぬけれども、この制度を作り出す当時の見当から参りまして、たとえ総額において十億で、大府所在の市町村の提供施設の資産額等によって配分するというような点、それから、従来軍の施設が多うございまして、その結果都市の発展が阻害される、あるいは税収入が得られない、そういうものに対して助成金を交付しておったことがあるわけでございます。それに相当いたしますような性格もこの制度は持つておると思うのでございまして、純然たる固定資産税にかかわる——それに三公社の納付金でもございませぬし、まあ固定資産税にかかわると申しませうか、そういうような性格と、それから、一種の地元市町村に対する財政上の助成の制度と申しませうか、その両面の性格を持つていると、かように考えております。

○委員長(館哲二君) これより法律案の審査に入ります。  
まず、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対する政府の説明はすでに聴取いたしておりますので、これより直ちに質疑に入ります。質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○大沢雄一君 ちよっとお伺いいたしますが、この交付金は、もともと固定資産税にかかわるものとして、町村財政を見ていくという関係から制度ができておると承知しておりますが、さように解して差しつかえありませんか。その点、まずお伺いいたしたいと思っております。

○大沢雄一君 私もさように考えておるわけでありませぬが、そういたしますと、もともと総額というものは、これはまあその予算の出発としては、初めに五億、次の年度には十億ということでは出ましたが、これは主として財政上の理由でありまして、この交付金の性格からいえば、これは十億とか何とかで限定される性質のものじゃないと思っておりますので、これは、現在の状況から見ましても、やはり伸びていくべき必要があるんじゃないか。十億と限度が限られているというようなことは

毛頭ないと、こう承知しておりますが、自治庁の方としては、どういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(金丸三郎君) 実は、対象になりません。だんだんと米軍が撤退いたしますと減少して参るわけでございます。だから、その資産の増減に際しまして、やはり今後の増減があり得るわけでございます。私ども、できるだけ所在の市町村の財政等を考慮いたしまして、ふえるように努力はいたして参りたいと思っておりますけれども、対象資産自体の増減がございまして、一がいふえるとも言い切れないわけでございます。

○大沢雄一君 米軍の使用している施設からだけいえば、そういうことにならぬけれども、やはり米軍の使用がやまるといふことになると、同時にこれは、自衛隊の方にだんだんと移り変っていくと思っております。ですから、米軍だけから見れば何でございますが、やはり自衛隊の使用するということも考えてみますれば、これは、現在の日本の防衛力の関係からいいますと、私はむしろふえていく傾向にあるべきじゃないだろうか、こう思うわけでは、そういう観点からやはり、米軍の施設に対して交付するということではなくて、固定資産税にかわるものを市町村財政の上から国が見てやるのだ、こういう制度の出発の趣旨をぜひ一つ十分尊重して、今後やっていただきたい、こう思うわけがあります。

ところで、そのまあ定額の子算を配分していくわけでありまして、公平に配分するということですが、これが一番大事なことと思っております。つきましては、配分の公平を確保することに

は、これは正確な基礎資料によらなければならぬと思っておりますが、基礎資料は、どういふふうにして自治庁としてはおそろえになっておりますか。その点をちょっと……

○政府委員(金丸三郎君) これは国有の資産でございますので、国有財産台帳に記載されております価格によって十億の金額を配分いたすことになっております。国有財産台帳は、主として大蔵省の管財局、出先では財務局が保管をいたしております。それから農林省と

○大沢雄一君 その国有財産台帳の価格であります。実は大蔵省の主税局の方がまだ見えませんので何でございますが、評価の年度、それから評価の内容です。こういうものは、同じ年度で評価の適正を得なければ、結局配分の公平を期せられないわけですね。そこで、台帳の評価を正しく一つやってみようということが基本だと思っております。まあいろいろ、地方の財務局でございますか、人数やいろいろな関係がございまして、少くともその基地に関するものは、そう全国でたくさんあるわけじゃありませんから、これだけ一つ同じ評価の基準、同じ年度でぜひ一つそろえるように御努力願いたいと思っておりますが、それらについて自治庁としてのお打ち合せと

なっておりますか、折衝はどういふふうになつておりますか。

よるな制度がございせんでしたために、国有財産の台帳に記載されております価格は、所得当時の価格に、売買でありまして売買価格、交換でありまして交換のときの価格で記載されておったわけでございます。従いまして、現在を時点にして考えますという格が記載されておったりいたしまして、三十三年度の配分の際にそのような事例がございまして、若干いろいろ配慮せざるを得ないようなことがあつたのでございまして、そのような経過から、三十四年度以降につきましては、地元の市町村から、記載価格と実際の評価の価格の差を調べてもらいまして、私どもの方に報告をしてもらいまして、その詳細な報告書は大蔵省の方にすでに提出をいたしてございまして、大蔵省も、できるだけそれにのっとりまして台帳の価格を是正をして、そして時勢にできるだけ合いました価格に直して配分をするようにいたしておる次第でございます。

○大沢雄一君 それは私も非常に満足するわけでございます。その点は了解いたしました。米軍使用の場合には、土地のみならず、建物、工作物資等の償却資産などが対象になります。自衛隊の場合には、現在までは、飛行場、演習場だけが対象になっておった関係からかと思つてございまして、土地だけが対象とされておるようでございます。今回弾薬庫、燃料庫を対象に加えるということになりまして、弾薬庫、燃料庫、これは土地は、何といひますか、演習場や飛行場に比較すれば、土地は広くないだらうと思つて、かえつて地上の工作物

の評価が多くなるのじゃないかと思つたのですが、弾薬庫、燃料庫は、やはり土地だけを対象にするかのように説明書は読めるのですが、これはどういふふうになつておるのですか。

○政府委員(金丸三郎君) 御質問のようには、土地だけと考へておる次第でございます。

その理由は、一つには、米軍の施設が従来主として交付金の対象になつておりますこと、それから、ほかの国有のものでございまして、公用あるいは公共用のものにつきましては、固定資産税の対象にもいたさないで、たとえ固定資産税に相当する交付金等を市町村に交付をいたしておらないわけでございます。自衛隊の使用といふことになりまして、公用のものになつて参りますから、国が直接に使つておられます他の資産と同様に、そういうものはやはり限定的に考へざるを得ないのではなからうかと、こういうような見地から、演習場、飛行場と同じように、弾薬庫、燃料庫につきましても土地だけと、このように考へた次第でございます。

もう一つは、地方制度調査会等の答申にもそのように相なつております関係もございまして、土地と、こういうふうに考へた次第でございます。

るものとして市町村の財政を見てやる、こういう制度の趣旨から出発を、しかも、米軍の使つておつた場合と自衛隊になった場合との間の均衡を考へなければならぬのじゃないかと思つたのです。土地だけに何かとらわれているというところは、どうもいささかおかし、均衡を得ない、こう思つたのですが、今の行政財産とか何とかいうことは、これは別といたしまして、そこにも一理あります。けれども、やはり制度の創設された趣旨、それから、アメリカが使つておる場合と、それが自衛隊に移管されて、自衛隊が使うようになった場合と、受ける方の市町村からいへば、これは何も変らぬわけでございます。そういう点から見ますと、いささか弾薬庫、燃料庫の土地だけを対象にして、最も固定資産として価格の多い土地の施設を一つも見ないといふことは、何だかどうもこれはおかし、何かに思つたのです。いかかでしょう。将来、この政令を何とかその辺も検討して、もう少し米軍の使用の場合と均衡のとれるように考へていただけませんか。その点を一つ……

○政府委員(金丸三郎君) まことに、こもつともなお尋ねだと思つてございしますが、まあ米軍と自衛隊の差は、たとえば兵舎でございまして、これがそのまま自衛隊に引き継がれますという制度では交付金の対象にならないわけでございます。ただ、今回弾薬庫と燃料庫だけは、その土地の部分につきまして、演習場と同じように交付金の対象にしよう、こういうわけでございます。今のお尋ねの御趣旨は、その弾

ねしましたように、固定資産税にかかわ



んで、向うの将士の所有権がどうなっているかよく存じませんが、日本政府の所有に属するものではございませんから、交付金の対象外になっておるわけでございます。

○大沢雄一君　そういたしますと、やはりそれがもし米軍の関係のものでないということになれば、当然町村としては固定資産税が課せられるわけでございますね。これも、今の行政協定の関係で固定資産税がかけられないのですが、やはり町村財政の点から見れば、この点は、国有のものではないということとはわかりますけれども、それならば、この一般の外人の所有としてかけられるかという、これは行政協定の関係でかけられないと思う。これは、やはり他の一般の米軍が使用している施設と同じように、国が見てやるほかには仕方がないものじゃないかと思うのですが、いかがでございますか。

○政府委員(金丸三郎君)　そのようなる米ドルの資産は、多くの将兵のおります基地の中に付属的にあるわけでございますから、私どもは、ほぼ基地交付金の制度によりまして、地元に対する財政的な、十分とは申せませんが、援助と申しませうか、そういう措置が行われておるといってよろしいのではないかと。また、この制度の建前が、国が米軍に提供しておる施設に対して固定資産税にかわるといふような趣旨をもちまして提供しておるものではないかと。米軍の施設に限定をしないで、米軍の将士が作り出したものは除外をするといたしてもやむを得ないのではなからうか。なお、基地交付金は、配分の方法といたしましては、八割分を台帳価格によって配分を

いたしまして、あと二割分を特別交付税のような考え方に基きまして、いろいろな事情を勘案して配付いたしておるのでございます。その中で、米ドル資産が多い少いによりまして若干の配分をいたしておりまして、その中で米ドル資産に対する考慮は払っておる次第でございます。

○大沢雄一君　二割の調整分で見ているというところでありますから、その点についての御配慮は多しですが、しかし、市町村の課税権が制限されているよつてきた原因は、やはり国が基地として提供しているということが結局はその根本の原因になっているわけですね。なるほど国が国有地を提供しているのではありませんか、国有施設を提供しているのではないかと申しますが、しかし、基地の貸与というところがあつて、その結果そういう市町村の課税権が制限されているわけですか。これはやはり、私は、国が提供しているものと同様に差しつかえないのじゃないか、そうすることがむしろ公平ではなからうか、こう考へるわけですか。

それから、道路、橋梁あるいは学校、消防、いろいろ基地の所在市町村では特殊な財政需要ができるわけでありますが、こういうものは、特別交付税の対象としてやはり考へておられるのでしょうか。

○政府委員(金丸三郎君)　お尋ねの通りに考へております。

象として税が入るのだ、そういうことから、そうなくなった、気の毒だと言ふと、言葉は少し変でございますが、そういうものの補てんということが中心であつたと思うので、さっきの金丸さんのお答えの中に、従つて資産の増減によつて金高も増減があるべきであるし、その増減に見合うだけの金は出したい、こういう話、これは当然だと思ふのです。ただ、この金高でございますが、三十二年度は五億円、三十三年度十億と、こういうふうになつて、もうあと十億でちよん切るのだということが当初から話があつたのでございまして、だとすれば、私、これはもちろん米軍の撤退等によつて減るといふこともありますし、いろいろあると思ふのですが、自治庁としては、何かそういう増減によつて、いわゆる固定資産税に見合うものとしての額というものは、もう少し的確につかまなければいけないのじゃないか。場合によつては、あるいは十億より減るかもしれない。しかし、十億以上になつても、一応その額だけは確保して町村に配分をしてやる、交付してやるという

ようなことがなければ、私、いけないと思ふんです。単にこれだけというんじゃない、いわゆる固定資産税に見合うものだけではない、その他いろいろ、そういう関連において市町村に対する助成ということもあることも、御説明でもわかるし、また、この法案が出る当時からあつたんでございまして、それにしてもやっぱり、基本的な問題は、私が今申し上げたようなところになつてやうなことか何とかが、どうも、つまみ金であるとか何とかが、んとかというふうなことは、法律が出

る当初から、あるいはまた、その金が出る当初から問題になつておつたのであります。今後、この十億という金です、今言つたようなことで、将来増減があるものかどうか、この点一つ、見通しについてお伺いしたいと思ふんです。問題は、私、ここからいろいろ出てくるんじゃないかと思ふんですから……。

○政府委員(金丸三郎君)　実は、この制度の性格につきましては、先ほどお答えを申し上げたように考へておるのでございますが、また、大蔵省としては、やはりこの十億を限度としていきたいと、こういう考へを持っております。御承知の通りでございます。実は、三十三年度のこの対象の資産が約一千二百億円でございました。三十四年度は百億減る見込みでございます。で、かりに一千億といたしまして、これを固定資産税で取ることをいたしますと、まあ十四、五億になりますと、ま、十四億ないし十五億の金になるわけでございますが、国有のこのうちの約千二百億のうち、固定資産税をかけるというわけにももちろん参りませんし、それから、国が官舎等につきまして、市町村に固定資産税にかわるものとして交付金をやっております。三公社等がやはり納付金を納めております。これも固定資産税に相当する金額よりも少いことは、御承知の通りでございます。私どももいたしましては、いろいろそういう制度とも考へ合せて、今後どのように運用していくかということ考へて参らなければならぬと思つておるのでございまして、基地がございましてために地元が繁栄いたします点もございまして、けれども、あるいは学校でございまして、か、

道路、橋梁の損傷でございまして、あるいは、撤退いたしますと、急激に生活保護の必要が生ずるとかというふうないろいろな事情もございまして、非常に目に見えない財政需要、財政支出がかさんでおります。や、やはり考慮いたしまして、私どもは、やはり現在の金額は少くとも維持するようにいたして参りたい。もし、将来これが何らかの事情でふえるようなことがありますれば、私どもは、やはりこの制度が創設された当時におきます価格等も考慮して、そのような努力もいたして参りたいと、かように思つておる次第でございます。

○鈴木憲君　お話しのように、もし三十二年度の場合、この評価の価格が約一千二百億、三十三年度の場合一千億程度とされておると申しますと、やっぱり私は、これは精神がもう固定資産税に見合うというふうな建前から出ておる以上、その額にかりに一、四をかけたと申しますと、十四億ないし十五億の金になるわけでございますから、少くともそういうところの額というものは当然考へてやるべきじゃないだらうか。もちろん、三公社等のそれは低いこと

も、私承知をしておりますが、私、だからそういう措置そのものがおかしな措置だと思つたわけなんです。今直接ここに問題になつておられます。こういう場合のことに限定して申し上げますと、それはやっぱり、額というものは、台帳の評価価格に見合うだけの、固定資産税として見合うだけの額にこれは完全に一致しなくとも、できるだけそういうことにすべきであらうと、こういうふうな私思ふわけなんです。そうではないと、これは、何と言います



対する説明なり、あるいは答弁なりの記録を見ればわかると思うんですが、あなたでなかったけれども、当時の話はそのうちであったということ、大まかな言い分、まことに恐縮ですが、私はそういうふうな記憶しているんです。だとすれば、いろいろなほかの要素もあり、それから、何べんも言うように、イコールだと申し上げませぬけれども、そういう気持でやはり運用されるべきであって、従って、そういう精神が貫かれるような金の繰額なり、あるいは配分というものがあべきじゃないだろうか、こういうことなんです。おっしゃる通りに、きつくないことは、私も承知しておりますが、しかし、当初のねらいは、さつき大沢さんも御指摘になりましたように、やはり固定資産税に見合うものとして、大体そういうような考え方のもとでできてきた金なんです。だから、当時、五億じゃ足りないんだ、いや、来年から十億にします、もっと足りないんだ、しかし、この程度でがまんして戻されてきているんです。だから、そういう私の御説明なりの大体の筋というものはそういうものであって、もしそうだとするならば、私は、やはり金の繰額においても、あるいは配分等においても、できるだけそういう線に沿って配分されなければいかぬじゃないか。私の申し上げるはこういうことなんです。

○政府委員(金丸三郎君) 固定資産税にかかわるとか見合いかいとお言葉に私少しとらわれておったようござい

ますが、ただいまの御質問で、お気持ちがよくわかりました。趣旨と申しましようか、精神と申しましようか、その点については、お尋ねと私も全く同じでございます。できるだけそういうことで私どもも運用して参りました。かように考える次第でございます。

○政府委員(金丸三郎君) あるいは御質問の趣旨に私の答えが沿っていないかもわかりませんが、その点はあしからず御了承いただきたいと思

えておるよう存するのでございますが、従来は、たとえば、この新たに今回提案いたしておりますように、弾薬庫とか、燃料庫とかの少くとも土地につきましても、対象として考えられておらないのでございます。それをできるだけ、地元の事情、それから使用されておる財産の状況、それに伴います地元の負担、そういうものを考えまして、できるだけ地元を市町村に對して交付金が参りますようにということで、その範囲を今回拡充いたそう仕方が足りないから、もつと思いつて、こういうふうな先ほどからお尋ねをいただいております。先ほど来お答えを申し上げておるような事情から、一挙にと申し上げようか、そこまではまだ私どもとしても検討の結果いくだけの結論が出ておりません。弾薬庫、燃料庫につきましても、やはり地元の実情を考慮して、また、やはり衛隊が使用しております飛行場、演習場の土地について交付金の対象に加えておられるものとの均衡からいまして、この程度を拡充することが妥当ではなからうか、かように考えて、法案を提案をいたしておるような次第でございます。

○政府委員(金丸三郎君) あるいは御質問の趣旨をはき違えまして、適切なお答えを申し上げておらないかもわかりませんが、そのことは御承

ることながら、アメリカ軍がおつて、それを提供して、たまたまそこにいんな施設等もできて、それに今まで使つておつた当時は出しておつた。今度撤退したのだというふうなことで遊んでいられる。いわゆる遊休施設があるわけですね。そういうものにやっぱりが提供し、その町なり村なりの意思が提供され、現に遊んでいるのだというふうなことにしても、やっぱり当初助成とかあるいは見舞金という要素もたくさん入っているのです。それから、そういうことからしても、そのままだしておかないで、めんどろを見てやるべきじゃないだろうか、こういうことなんです。

○政府委員(金丸三郎君) それにつきましても、先ほどお答え申し上げましたように、未利用の状態になっておる理由が実はいろいろございまして、建物の構造等から、直ちに利用の方法がつかないで、そのままになっておるものと、話し合いがつかないとか、あるいは地元の方でそれを転用したいけれども、まだはつきりと解決がつかないで、未利用の状態になっておるものと、一がい未利用だからといって、それを交付金の対象にすることが適切かどうかという点の一つ。ほかにも同じように国有の資産で未利用の状態のものがあり得るわけでございます。それに対しては、何らこのように交付金を交付するといふようなことを考えられておらないわけでございます。そういうものとの均衡、この二つの点から、私どもといたしまして、未

利用の施設に對して交付金を交付することが適當かどうか、少くとも適當としてこれを対象に加えるというまでの結論をまだ得ておらないわけでございます。

○政府委員(金丸三郎君) その点は、先ほどちょっと私、大沢委員の御質問にお答えを申し上げましたように、これは、有形の施設に對する交付金でございます。その施設の利用されておらない理由によつて区別をつけることは、むしろ制度としてなじまないのではなからうか、こういうふうな申し上げたつもりでございます。だから、理由によつてやっぱり区別すること、非常に無理があるのじゃなからうか。未利用であれば、むしろ未利用のまま、理由のいかんを問はず、交付金の対象に加えるなら加えるということになるのではなからうか、私も実はまだ考えが熟しておるわけではございませぬけれども、そういうふうな筋合いのものではなからうか、かように考えるわけでございます。そういういたします



す。そのうち、どうしても台帳価格に  
ますい点があるという点が明らかにな  
れば、これをそのまま維持するのは適  
当でないという結論に達しました場合  
は、これを修正するという用意をいた  
しておるわけでございます。

○鈴木壽君 いろいろお話しはこうお伺  
いしたんですが、この基地交付金の際  
問題になるのは、これは、先ほど金丸  
さんにも私申し上げたんですが、やは  
りこれが大体固定資産税に見合う、そ  
ういう性質だということが、地元で  
も、審議した僕らでも、頭にちゃんど  
ころあるんですよ、一つ。だとすれ  
ば、台帳価格があまり実情に合わない  
ような、もしそうだとすれば、これは  
やはり考えてもらわなければいけな  
い、こういうところをみんな発掘して  
いくと思っております。それで、三十  
一年三月三十一日で改訂をして、まあ全  
国一律におやりになったようですが、  
五年目ごとにそれをやっていくんだ、  
こういうお話で、それはそれなりで、  
一応そういうふうになっておればいい  
と思っております。これは、毎年のよう  
に、全国各地に広大な土地その他の財  
産を一々書きかえるということは大へ  
んなことでございます。事実私は不  
可能だと思っております。ただし、一  
方さつきも申し上げましたように、大  
体固定資産税に見合うような考え方で  
やってきたこの交付金の建前等からし  
ますと、町村では固定資産税の場合、  
三年ごとをやっているわけですね。ど  
うしても五年というものと三年のズレ  
というものは、これはやはり目につく  
わけですね、評価そのものについて  
の。従って、これは修正の余地もある  
のだというふうなお話でございます。

が、今度、これはそうしますと、三十  
六年の三月三十一日ですか、これは改  
定の時期になっておると思うが、それ  
までの間に著しく時価と台帳の記載価  
格との間に開きがあったような場合に  
は、少くともこの交付金に関する限  
り、どういう形で修正なり調整なりを  
なさるのでございますか、それを一つ  
お聞きしたいと思います。

○説明員(三浦道義君) たいだいま申し  
上げました点で、若干言葉が足りな  
かった点があったように考えますの  
で、少し補足させていただきますと思  
います。国有財産台帳の価格は常に  
時価に近いところになければならぬ  
という建前は必ずしもとっておらな  
いわけでございます。ですから、常時  
これを改定するということは考えてお  
らないわけでございます。先ほど申し  
上げましたことは、三十年末現在に  
おきましたの価格改定が、全国一律の  
機械的な基準で実施いたされたた  
めに、実際の近傍類似の価格等との比  
較から見まして、非常にそれが不適当  
な結果になってしまったというもの  
について、これを改める余地があるとい  
うことを申し上げたわけでございます。  
その価格改定時以後五年間の間に  
おきまして、何らかの事情によって相  
対時価が変ってくるというふうな場  
合に、これを、それに追隨させて、そ  
の不改定を行うという建前はとって  
おらないわけでございます。あくまで  
もその価格改定時現在におきましての  
適正な価格を維持しようという考えに  
あるわけでございます。これは、まあ具  
体的な用語といたしましては、価格改  
定の際の誤謬を訂正するということで  
実施いたしております。それでまあそ

の当時一律の倍率を適用したことが間  
違っておった、たとえばもつとまづ  
例で申し上げますと、計算上の誤まり  
があったとか、一けたたけたを間違っ  
ておった、こういう明白な誤謬は、これ  
はもちろん事後におきましても修正  
いたします。しかしながら、そういう明  
白な誤謬がかりに含まれておりませ  
んといたしましても、なおかつそのよ  
うな倍率によって改定を行いましたこ  
とが実状に即さないということであり  
ました場合には、これをもう一度評価  
をいたしまして、そのときの適正な価  
格に修正を行うということございま  
す。従いまして、その後、一方固定資  
産税の関係では三年ごとの評価を行  
う、国有財産につきましては五年ご  
との評価が行うということになって  
おります関係上、その期間におきま  
しては時価との間に当然ズレが出て参  
ります。すなわち、時価よりも相当低  
いところに国有財産台帳価格というの  
が据え置かれたままになっておるとい  
うことは、これは避けられ得ないこ  
ろでございます。これをしるもお時  
価にそのつど修正するということは考  
えておらないわけでございます。

○鈴木壽君 あなたの話しはそれでわ  
かりました。そうしますとあれです  
ね、念のためにもう一度お聞きしま  
す。三十一年度の三月三十一日に定正  
したそのものに誤謬等があれば、部分  
的に正しはものにしていくのだ、その作  
業だけですね、こういうふうな考え  
いいわけですか。

○説明員(三浦道義君) さようでござ  
います。

○鈴木壽君 それでは金丸さん、  
ちよっとお聞きしますがね、さっきあ  
なたの大沢さんに対する御答弁の中  
に、国有財産台帳の価格が低いの  
だ、こういうことに関連してお答えに  
なった中に、地元からいろいろ評価の  
状況、調査の状況を聞いて、これと台  
帳との間に著しい差が出た場合には、  
大蔵省の方に話し合いをする、こうい  
うふうなことをおっしゃったと思うの  
ですが、それは三十二年三月三十一日  
のそれを、もし必要があれば修正をし  
てもらうのだ、訂正をしてもらうのだ  
と、こういうのですか。

○鈴木壽君 今の三浦さんのお答えか  
らすれば、それしかできないわけなん  
ですね。そうすると、今地元から持っ  
てくるというのは、これは三十一年三  
月三十一日当時のものを持ってくるわ  
けなんです。一つの資料を持ってく  
るわけなんです。私こういうふうな  
あなたのお話を、台帳に載っている  
価格が著しく低かったりアンバランス  
があるのだ。しかし台帳にたん三十  
一年三月三十一日に載ってしまったこ  
とは、そう簡単に改定できないのじゃ  
ないかと私思っておったわけなんです。  
そういう大沢さんのお尋ねに対して、  
あなたは、地元からいろいろ資料を  
取って、そういうアンバランスなり、  
あるいは著しく低く評価されておると  
いうようなものがあれば、資料を取っ  
て、大蔵省との間に話し合いを進めて  
いくために出しているのだ、こういう  
ことなんです。その出てくる資料な  
り調査の結果というものは、私、現在  
のそれに基いた、いわゆる三十二年な  
ら三十三年度のそれに基いたものがく  
るのじゃないだろうと思ってお聞いて

おったわけなんです。そうします  
と、三浦さんのお話のように、そう  
はなしに、三十一年三月三十一日に  
、いわゆる当時の評価上いろいろ方式  
なり、ながあるでございませう  
が、そういうものについての誤謬  
があったり著しく他との均衡を欠いて  
おるようなものがあつた場合には、部  
分的な手直しをするのだと、これしか  
できないのだと、こういうふうにお答  
えになったことと比べますと、私があ  
なたの答弁から受け取っておった感じ  
とちよっと違ってきたものですか、  
そこで、もうすでに出してあるのだと  
いう地元からのこの価格に関する資料  
というふうなものは、いつ現在で調査  
したもののなか、これはどうなんです  
か。

○鈴木壽君 三十四年度の……  
ことしの三月に提出をしておしま  
す。調査いたしましたのは昨年ござ  
いますから、昭和三十三年の秋から十  
一月、十二月にかけての調査であるわ  
けです。

○鈴木壽君 ですから私疑問に思うの  
は、三十一年三月三十一日現在、昭和  
三十年末まで台帳の価格が全面的に改  
定になっておる。そうして大蔵省の方  
ではその日に改定になった部分につ  
いて、部分的に当時どうも誤まりが  
あつたとか、数学的にもさういうも

のがあったとすれば修正するのだ、それ以外のことはしないのだと、こうおっしゃっておるわけですか。そうしますと、去年の十二月一日で各都道府県から取ったので、これは夏にやったか秋にやったか少しはありますが、私は三十三年度の少くとも秋までの間に行われたものであって、三十一年三月三十一日に決定されたそのものと性質的に違って評価というものは当然行われるのじゃないかと思ふのです。そうすると、そういう資料を持っていったって、大蔵省の方では受け付けないのだ、こう言っている。三十一年三月三十一日という期限において、その期限におけるところの、いろいろの著しい誤りがあったり、あまりにアンバランスがあるならば、これは改めましょうと、こう言っているのだが、あなたの方の方は、時価とどうもよくないのだからというふうなことで、あらためて地元からこういう資料をお取りになったと思うのですが、これは大蔵省で受けつけるのですか、どうなのですか。受けつけるのでございませうか、それは検討の対象になるのですか。

○説明員(三浦道義君) 私どもの方の考え方は申し上げました通りでございまして、ただいま鈴木委員がおっしゃったのと相違ございせん。すなわち三十一年三月末現在におきましての著しいアンバランスを是正するといふ考えでございまして、その後の時価の変動は考慮に入れておらないわけでございます。と申しますのは、もう一言だけ補足させていただきますと、国有財産台帳価格上の全体のものは、はだしいアンバランスというものは、このまま放置できない。しかしながら、その後の一般的な価格の上りというものは、ある程度は目をつぶらうという考えでございまして、この交付金の交付の基準として採用いたされております考え方は、あくまで一つの定められた金額が一定の基準によつて按分される。従いまして、按分の基準、目盛りの中に、はなはだしい均衡を失するものが含まれておりません限りは、全体といたしまして、その後値上りがありまして必ずしも不都合はないというふうな考えに立っておるわけでございます。その当時におきましての非常なアンバランスだけは、少くともこれを直すという考えでございまして。

○鈴木壽君 大蔵省ははっきりした考へ方の方ですが、私は支持するしなは別として、非常にはっきりしてるとすれば金丸さん、さつきあなたのおっしゃった大沢さんの質問にお答えになったことはちよつとおかしなものになつてくるのではないですかね。どうなんですかその点は。去年調査してこれはあくまでも時価に合わないという建前から、どうも時価からあまりに低過ぎる。中にはバランスの欠けているものもあると思ふのですが、そういう問題を、少くとも三十三年の調査まで、その当時の時期において調査をして、それに基いた資料を作成して、ことしの三月の初めに出したものじゃないか。今の三浦さんの答弁からすると……

○政府委員(金丸三郎君) 私が先ほど申し上げましたのは、たとえ明治時代に軍港なら軍港で岸壁が作られてある。その帳簿価格が一問当り一万円とか二万円とか、金額は全く仮定のものでございまして、そういうような価格になつておる。それを現在作りますという相当な金額に上るわけでございます。その作り出した時期が明治時代もあれば大正、昭和もございませうし、その取得価格によりますと、あるいは呉、佐世保、横須賀という所では、配分上非常に不合理が起つて参るわけでございます。従つて、そういう面を私どもはぜひ是正してもらいたい。また、飛行場が拡張いたしました。飛行場を作り出した当時は坪五十銭でございましたものが、拡張のときには十円も二十円もにかりになつていると仮定いたしますと、やはりそれと十円なり、二十円なりに評価がえをいたしますと、非常に違ひが出て参ります。私どもが市町村に照会をいたしましたのは、そういうふうなものがあることを聞いておりますので、そういうふうなものがあるならば、調査をして報告をして、そうしてその結果を大蔵省へ提出して、できるだけその実際の価格に近いような帳簿価格に訂正をしていただきたい、こういうふうには実は昨年来話を進めておつたわけでございます。

だから先ほど私が申し上げましたのは、そういう趣旨で申し上げておるわけでございますが、その点を直す方法として、大蔵省でどのようになさるか存じませんが、実例としてそのようなものもございまして、私どもは配分の基準ではございませうけれども、できるだけ公平に十億の交付金の配分がいけますように価格をならすという必要から調査をし、その結果を大蔵省へ提出をいたしている次第でございます。

○鈴木壽君 これは、じゃあれですか。昨年の調査をされたのは、はつきりするのためのいろいろ調査の基準とかそういうものをお示しになつておるのですか。そうでなしに、これはおそろしいわゆる時価に近い、こういうものが出てきているのではないかと思ふのですが、そこら辺、どうなんですか。

○政府委員(金丸三郎君) やはり一定の基準を示して評価しております。その基準として三十一年度の三月三十一日現在のあるいは三十二年一ぱいでもいいわけですが、それでやつた場合に、その当時に、今あなたが例をあげた軍港の施設とか何とかが例をあげたそういうものを、三十二年当時のそれと引直したさういふ資料を出る世というところなんです。それとも三十三年の数字を出して調べましたその当時の三十三年のそれによるようにされた基準なんですか、どっちなんですか。ここは大事な問題だと思ふ。せつかく作らしておいて、その基準なり、年度の押え方が大蔵省の方と違つた考へ方でやられたとすれば、これは大蔵省とすれば受けつけてやれないことでは、しばしば三浦さんが言っているのですから、せつかく調査して、あなた方も何とか価格の面で引き上げたい、こういうことで、従つて交付金の方に有利に——有利に——言つては悪いけれども、適正なものにしたという考へ方でやつても、それは効果のないことになつてしまふのじゃないか、こういうふうには私どもは考へるのですか。

○政府委員(金丸三郎君) 三十三年の調査当時の価格で私どもは報告をしてもらつております。それは、私どもは先ほどちよつと三浦さんの御答弁にございましたが、どのような方法でなさるか、それは大蔵省の責任でございませうから、私どもの関与する限りではないかともわかりませうけれども、たとえばまあ訂正と申しますか、そういうような方法によつて、私どもの方から提出をいたしました資料が適正ということでございますれば、三十一年にさかのぼつてと申してよろしいのであるかどうかわかりませんが、まあ訂正というふうな方法で直していただければなかるうかと、こういうふうな思つております。これはまたいろいろ事前打ち合せをいたしまして、私どもの方でも調査をいたしまして、私どもの方から出しましたものは全然今さら何にも手の施しようがないものだ、こういうことになることはあるまいと、私どもはかように信じております。

○鈴木壽君 それでは三浦さんにお聞きしますが、あなた方がもし必要な改定を行うとすれば、あくまでもやっぱり三十三年の期限において、その当時における評価の仕方なり、算式のいろいろの問題なりにおいて誤謬があり、手技かりがあった、あるいは著しく見落し等もあつた、こういうものがあるものについてだけおやりになるというふうにあなたは再三お答えになつておられます。そうすると、三十三年度の当時の、昨年のまあ経済状況にあるいは物価の状況等から評価し、このようになすべきだといふふうな資料がかりに出ても、それはあなたの方としてはちよつと受け入れられないものじゃ

ないだろうかと思つたのですが、それはどうなんですか。

○説明員(三浦道義君) 自治庁から御調査の資料をすでにちょうだいいたしておりました、内容を現在検討いたしておるわけでございますが、それはただいまお話ししましたように、昨年度の価格と価格を、かりにそれによつて直すべきだと考えましても、そのままの価格を採用するという事は通常はないと思つております。しかしながら、その御調査の資料は十分参考といたしまして、その中に表われております——台帳価格に対して非常にアンバランスの例が入つておるわけでございます、それらのものにつきましても、そこに示されております価格というものは、十分参考といたしまして、その間、若干の修正は加えられるかと思つております、そういう形では、たつた評価という事も技術的にできないわけではございませんし、採用すべきものは何らかの修正をそれに加えた上で採用することになると思つております。

それから先ほどちよつと自治庁の方からお話ございましたが、例をあげて御説明ございましたけれども、たとえば岸壁、その他工作物などの非常に古い物、古く取得いたしました物が、非常に安い価格にそのまゝなつておるが、その後一定の倍率をかけたとしても、時価から見ますとそれこそ何十分の一、あるいは何千分の一というふうな低いままになっております。現在これをかりに時価で評価いたしますと、いわゆる複成価格という形で計算いたしますと、もうそれが非常に高いもの

になつて参ります。しかしながら、その間にはまあ主として人件費の関係の相違があるわけでございますが、普通は卸売物価指数等を一応の目安にして倍率等が定められます関係上、その間の人件費等の著しい値上りという点がございまして、おさめられておりますので、工作物等を評価がえいたしましても、現在なおこれを新たに作り出すときの価格に比べますと、非常に低位に据え置かれるというところが出てくるわけでございまして、これはしかしながら、現在の価格に近いところまですぐ改めるといふことは、なかなかむずかしいのではないかと、私もあまりにはなはだしい不均衡でございまして、ある程度それに修正を加えたもので引き上げよう、そういうことを考えております。

それから土地の場合でございます、飛行場などは、旧軍時代に取得いたしました土地が、一坪大体七百円前後になつておりますが、それに隣接の土地をその後新たに買収いたしました工場としておりますが、この部分の単価が坪当り千四百円、約倍になつて台帳上出ておるわけであります。これは昔取得いたしましたのが七百円だったわけではございませんで、かりに坪何十銭といふものに対して、その何年かたまたま七百円になった、ところが、すなわち隣の土地は、最近買収した所が坪千四百円だ、しかもその一部を今度

は売り払いましたときの価格が坪二千円になつたというふうな、取得時と売

の差でございまして、これをもつてすぐ戦後に取得したところの単価の点まで引き上げる必要があるかという点は、やや問題じゃないかと思つております。従いまして、昨年自治庁の方で御調査なさいました膨大な資料がございまして、その一つ一つについて、もちろん十分検討はいたしますが、これの大部分についてそのまま御要望に沿つて、その線に近いところまで修正するといふことは、実際の問題としてはなかなかむずかしいことではないか。その中の特に不均衡が著しい面につきまして、あらためて評価をいたしまして——それにもろろん評価というものは現在行われておるわけでござい

ますが、それに対して、もろろん年々の値上りの率というのがあるわけでございまして、これを逆に修正することによりまして、さかのぼつた時点におきまして評価額といふものが求められると思つております。

○鈴木憲君 あなたの今のお答えの、問題なんですか、これは三十二年三月三十一日に評価がえをした当時の、たとえば町村はみんな評価をやっておりますから、そういう評価と今の評価が著しく違つた、あるいは不均衡があるというふうな問題であれば、あなたの

お話しでは、これは修正と申しますか訂正と申しますか、それは可能だといふのが根本的な考え方じゃないだろうかと思つて、それが、そうだとすれば、調査もやはりそういう点で調査すべきじゃなかったかと、こう思うわけ

です。膨大な資料を出したけれども、そのうちのどれくらい修正に結びつけられるかどうかかわからぬという話なん

は、時期が違えばそういうふうな考えざるを得ないと思つたので、この点、やはり金丸さん、せつかく調査してやつても、少しおかしなことになつてくるのじゃないかと思つたのですが、その点どうでしょう。

○政府委員(金丸三郎君) 私どもの方は、昨年の配分の結果から考えまして、地元として、たとえば評価につきましても、国有財産の評価と固定資産の評価は違つておるわけでござい

ますけれども、常識的に考えてこのようにしていただくのが当然ではなからうか、こういうふうな考えのものを各市町村ごとに詳細に調査をいたしまして、大蔵省に提出をし、私どもとしてはできるだけそのように御訂正願うように希望をいたしておるわけでござい

ます。これは大蔵省がほかの税の徴収に使われるものではなくて、従来はあまり他に用いられておられなかったものが、基地交付金の制度ができましたから、台帳価格を基礎にして配分をいたすようになりまして、従来は別にそういう表に出なかつた

と申します、ものが表に出るようになった、私どもの方からぜひお改めを願いたい、こういうふうな御希望を申し上げておるものでございまして、そこにはやはり台帳を従来作つておられた目的と、それからこの制度ができてからその台帳が使用されるようになった、そういうこととの間のギャップと申します、そういうか、に根本の原因はあろうかと思つたのでござい

ます。情から、合理的にできるだけ台帳の記載をしていただくようお願いをしたいと思います、かように考えておるわけでござい

ます。若干私どももいたしまして、そういう面から見れば十分な点はござい

ますけれども、国有財産台帳によつて配分をいたします関係上、私どもの希望通りに参らない点はこれはやむを得ない。関係の市町村でもそういう点は了承をせざるを得ないので、はなからうか、こういうふう

に思う次第でございます。○鈴木憲君 私どももこの金の配分方法で、もことになるのはやはり国有財産台帳にある評価の価格だと、こういうことで問題になると思つ

合いをした末に調査をし、そしてその調査の資料を出してあるのだと、こういふふうなお話であります。一体調査の時期というものはどこに置くことに話し合いがついておられるのか、そういう結果をどのように取り入れることに了解がついておられるのか。私、だから問題になると思うわけです。さつきから言う三浦さんのお話からすると違うのですから、これから三年も五年もたつて、いや時価はこうだと、そういう資料でも、大蔵省の方では三十一年三月三十一日の台帳を改定するのに、部分的に修正をするのに使うというものが私は違うと思ふ。話し合いをせよとて、私、私はそうしますと完全な了解のもとにやられたのでなしに、まあいわば希望的な立場でやりになつて、とるところは全然なくて——全然という言葉はあるいは当らぬかも知れませんが、三浦さんも多少含みのあるような発言をしておりますから、あるかも知れませんが、とにかく全般からいうと何ら役に立たなかつたのではないか、こういうことになるのですれば、私はおかしいことになるのではないかと、こういふことなんです。

○説明員(萩原幸雄君) 非常に詳細な点でございますので、私からいきさつあるいはわれわれの方で考えておつたこと等を御説明申し上げます。たびたび御指摘がござりまするよう、この交付金を配分するに当りまして、国有財産台帳価格を基準にいたしておるこの価格につきまして、非常にアンバランスがあるじゃないかということがこの制度を実施していく過程におきまして、非常に最近になって出てきたわけでございます。従いまして、これ

れにつきましては、何らかの方法でその不均衡を是正してもらふ必要があるだろうというのを痛感いたしました。昨年、秋から大蔵省の管財局の方に話を持ち込んだわけでございます。私も私どもとしては国有財産関係の法規等も、非常に詳しくというわけでもございませぬけれども、ともかく実態としてこれでは困るというので、何とかならぬものかというので持ち込んでいろいろ相談をいたしておりました。この際、私どもの方の希望は、この際対象資産については全面的に再検討してもらえないか、法規的にはいろいろ問題があるかも知れませぬけれども、この制度自体の運用に当っては非常に困つておるから、何とか方法は無いだろうかという希望を述べたわけでございます。先ほど三浦管理課長からお話のございましたように、法規的な扱いとしてああいう方法しかまあないわけでございます。それで、その範囲内でできるだけのことをしたい、まあこういう話し合いになつたわけでございます。しかし私どももいたしましては、それではそういうことであるならば、大蔵省の方の立場においてそういう方法でやられるにいたしまして、大蔵省の方としてやり直してもらいたい、こういうことを申し上げましたところ、経費、人員その他の点において一切を見直すというわけには、現在の段階においてはむずかしい。従つて、地方団体の方から見た非常に不均衡な事例というものを抽出していただかないか、これを参考にしてできるだけの検討をした

でございます。従いまして、私も府県に依頼をいたしまして、非常に不均衡な事例というものを集めにかつたわけでございます。その際、先ほどお話のたびたび出ておられます三十二年三月三十一日現在という時点を押えてどうかという問題、もちろん大きな問題でございませぬけれども、私どもの希望はまだ申し上げておりましたが、これを不均衡を是正してもらふということになれば、三十四年度からやりたいわけでございます。三十四年度のこの次の配分から間に合はしたいという希望があるわけでございます。従いまして、それにはできるだけ急いで参考資料というものをまとめまして大蔵省の方へ出したいという気持があつたわけでございます。それには、ただいま申し上げておられます三十二年三月三十一日現在を振り返つて見て、そのときはどうであつたのかというのを都道府県知事あるいは市町村長にやらせるということになりますと、これでは相当な日時と人を要します。従いまして、非常に極端な事例というものをとにかく早くつかみたいということ、その結果を是正してもらふという方から、十分時間をかけるわけにいかないという制約が出てきたわけでございます。従いまして、やむを得ず去年の十二月でございまして、この調査を都道府県にやらせましたときは、現在時というところにならざるを得なかつたわけでございます。そうしてこの不均衡な事例というものを抽出しましては、その不均衡とする事由、先ほどは基準を示したのかというお話がございましたが、その事由といたしましては、たとえば近傍

類地と比較してどうであるか、あるいは本来自町村は他の固定資産税の対象資産については評価をいたしておりますが、その評価した同じ評価方式をやるかどうかであるとか、そういうふうな基準によりまして、不均衡であるということになる理由を明記の上提出してもらいたい、こういうことでやつたわけでございます。従いまして、先ほど来御疑問に思つておられますことを、資料収集といいますが、不均衡な事例とする根拠の、時期のズレ、これによりまして、非常に短期間の間に、ともかく大蔵省の方で再検討していただく基礎の参考資料というものを早く得たいという、こういう理由にもつぱら基いていたわけでございます。大体、以上がいきさつなり考え方でございます。

○鈴木重君 大体私はこれで区切りにしたいと思つた。萩原さんのおっしゃつたこともわかりました。そういう事情もわかりました。それから考え方、私も、これは、こういう制度があるならば、昔、というよりは、いわば三十二年三月三十一日にやつたそういう評価、あるいはその中にあるいろいろなアンバランス、こういうものは、新しく三十四年度からは、少くとも時価に見合うようなそういう評価をもつて配分をすべきだという考え方なんです。そういう意味では、あなたのおっしゃることは了解できるし、それなりでいいのですが、ただ問題は、こちらの方の態度が違ふのですから……大蔵省の方の態度が違ふでしよう、お聞きになつておるやうに。そうすれば、一体これは

は事前に話をしたといつても、単なる希望的な考え方なり、あるいはそういう考え方のもとに作られた資料を出しても、一体どの程度大蔵省がやつてくれるかということにつきましては、大蔵省の今の態度、少くとも今、三浦さんから聞いた態度からすると、三十四年度にそういう新しい評価価格による配分というものは期待できないということになると私は思ふのです。そこをせよと話し合いをしたとか、調査をして資料を出してあるのだと、こうおっしゃるけれども、一体どうなのか。まして全然効のないようなことになりはしないかと、こういう私心配があるのですから、くどいようですが、何べんも聞いておられるわけなので、やはり依然として、あなたの方の考へていることとそれから大蔵省の考へていることとに、食い違ひの出ることだけははつきりしました。これは認めざるを得ないと思つた。簡単に御答へ下さい。

○説明員(萩原幸雄君) 食い違ひが大蔵省の方とあるというやうな御指摘でございますが、私どもこれを扱います場合に、御承知かと思つますが、たとえば普通財産の場合でございますと、大蔵省で扱ひましても、現地の財務局が価額決定その他の実質的な仕事はしておるわけでございます。従いまして、これを現地として、つまり県なりあるいは市町村なりと財務局と、あるいは市町村と話し合ひ、というものは、現場の土地あるいは建築物を議題とします場合には、そういう方法も考へておるわけでございます。先ほど三浦さんの方からお話があ

りましたように、法規的にこれの扱いというものは一つのはっきりした方針が出て参りませんと、実際問題として、現地同士ではこれは話し合ひは全くむずかしいという事情がございますので、とにかく大蔵省本省と私どもの方で、一つの話し合ひといいますが、意見の一致を見ておく必要があるということから、私どもの方がまず大蔵省の方に寄り寄り話をしたわけでございます。従いまして、問題になつてきた資料というものにつきましても、率直に申し上げますと、私どもその現物を見ておりません。あるいは三浦さんの方にお願いしても現物を見ておられないわけでございます。そういう環境のもとで話し合ひをするということになりますから、私どもが集めました資料というものは、もうこの数字にどうしてもしてはしいという数字ではないわけでございます。現場の意見を聞くわけでございます。現場の意見は、大よそ時価から見ると最近の事情ではこの程度のものであることであるけれども、そうすると台帳価額とえらい違ふのじゃないかという事情があるから、大蔵省の方ではこれを参考にしよう一度再検討してみたい、こういうことがあれば直して欲しい、こういう数字になってるのでございます。従いまして、私の方で集めました資料もそういう参考資料という意味合いになりまして、私たちが決して御指摘のように大蔵省管財局の方と私どもの方で全くこれについての扱いのものを考え方が違つてゐるというふうには考えておらないのでございます。なお……

○鈴木壽君 わかつていますよ、三十四年度からやりたいといつて、資料を

出したと言つて、これははっきり違つてゐるのじゃないか、これはあとから……大沢さんやつて下さい。

○説明員(萩原幸雄君) この問題につきましては、私どもの局長も申しましたように、今月の初めに資料が出されたおりに、その後どうしように扱つていくのか、こまかい具体的問題につきましては打ち合せ中のものでございます。従つて、両方でお検討しておりますので、最終的にどういふふうな扱いをするかということにつきましては、大蔵省のこういう具体的扱いをするという最終のやり方については、また承つておらないのでございます。大体そういう折衝過程にございまして、その辺の事情もお含みおきを願ひしたい、こう思います。

○大沢雄一君 先ほど三浦課長がお見えにならないので、やむを得ず私が御不在のままでお伺ひしたことに関連する問題であります。私、三浦さんにお願ひがたがたお尋ねしたいのですが、この三十一年の三月三十一日現在で、全国を通じて正確な国有財産台帳を適正な評価で整えていたかどうかという事は非常にありがたいと思つております。私は決して現地の財務局の仕事をしつぷりを批判したり、かれこれ苦情を言うつもりは毛頭ございません。国有財産の評価といふことは非常にやつかいな仕事で、これはなかなか大へんな仕事でありますから、その評価について地方民が不満を持つたり何かすることがあつても、私は必ずしも現地の財務局の方に落度があるとか何とかというように簡単に考えているわけでは決してないのであります。現実の問題としては、これは今度この交付

金ができてから、交付金の配分を受けて、そうして実際に受ける市町村でもって、やはりそれから見まして感覚として非常に適正を得ていない、不均衡が確かにあるということがこの問題の起つてきたものであります。その点は私どもも気がつきなつていたんで、一番の不均衡の点は、三十一年三月三十一日以前に作られたものと、それからその後最近になつて作られたものと、互いの間に非常に評価のアンバランスがあるという声を一番聞きます。そのほか地区によつて、空軍が作ったもの、あるいはアメリカの陸軍の方のもの、この間にアンバランスがあるとか、いろいろの声を聞きますので、それは法規的にはあなたのおっしゃるやうに三十一年三月三十一日の評価といふものは、五年たたなければならぬと、変えられない、変えられるのは、それは単に誤謬訂正ということになるかもしれないが、自治庁の御苦心もそこあります。その点は私も決して非難するとか何とかということとは毛頭ないのであります。一つあなたの方でも実情に合った公平な配分の結果が得られるやうに、一つまあ少し、何と申しますか、ゆとりを持つて、先ほどの御答弁でいふゆとりを持つてお考えいただけるやうにも思つております。最初のお答へがあまりに非常に法的であつたかと思つたので、私どももささかどうかと思つたので、くれどもいふ、あとのお答へで、大体お話し合ひをつけていただけたと思つております。十分一つの点はゆとりを持つて、適正な結果が得られるやうに一つぜひお願ひしたいと思つております。

ちよつともう一度その点であなたのお氣持を伺ひたいと思つております。

○説明員(三浦道雄君) たびたび繰り返して申すやうでございますが、台帳価格が全体としてバランスを失しないやうに保つていく観点から、著しく不適當と認められずものは直すにやぶさかではございません。そういういたしますと、三十一年三月末現在というところをたびたび申し上げましたが、それ以前のものは、一応そこで足並みがそろつたやうな形になるわけでございます。それ以前に取得されたものは、それが一応形が整います。しかしながら、それ以後に新たに取得されたものとの間のアンバランス、これはそれではどうなるか、どうして調整されるかという点で考えますが、なるほど昔、旧軍時代に取得いたしましたものは、かなり時価よりも安く取得したといふやうな例もございまして、比較的低いままになつておる。ところが最近におきまして取得いたしましたものは、相当高い値段でこれを取得しておる。その結果どうしようもある程度アンバランスというものが避けられないやうな形になつておる。台帳価格は先ほど申したやうに、取得時の価格、取得の価格をそのまま台帳に採用する、非常によい建前になつておるから、非常に言葉は悪うございまして、たまたまに買つたやうな場合は安いままになつておる。その後ある程度物価による修正はございまして、総体的には低い。しかしながら、これを相当高いままに買つてしまつたといふやうな場合ですと、高い価格のままになつておるといふ不都合がその

まま台帳に反映されて残つておる。これを台帳の上で、それでは適正な価格にこれを手を加えて直すかといふと、それはやらないといふ建前になつておるわけでございます。そういう意味のアンバランスだけは、これはどうしても取り去ることができないわけでございます。もつとも、これは全国的に古いものは総体的に安くないわけでございます。新しいものは総体的に高いといふやうなことが申し得るかといふことでございます。かりに新しいものと古いものが同じ程度にそれその地域のアンバランスは失しないということになるかと思つておる。それは実際必ずしもそういうわけではございません。もしやうから、新しく取得したものが編入してあります。総体的に有利になるということになつておるかと思つておる。

それから三十年末に価格改定を行つて、その後価格改定といふことは五年目までは行わないわけでございます。その後取得いたしましたものとの間のアンバランスは、むしろ一応考慮しておらないわけでございます。この点のアンバランスは、むしろこの交付金の方の調整財源の方で御考慮いただくのが筋ではないかといふふうな考へておるわけでございます。

○委員(館野二君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(館野二君) 速記をつけて下さい。

他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めてこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○大沢雄一君 私は自由民主党を代表しまして、たゞいま議題となつておりまする国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案原案につきまして賛成の意見を表明したいと思ひます。

この改正案は、いわゆる基地交付金を交付する対象の固定資産として新たに自衛隊が使用する政令等で定める弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産を加えようとするものでございまして、私も昭和三十三年の第二十六国会におきまして、当参議院で附帯決議をいたしました趣旨に沿ひまして一歩前進をするものでございまして、その意味におきまして賛成するものでございまして、しかしながら、二十六国会の附帯決議の要望からいたしまして、なお数歩前進をしてもらわなければこの制度設定の目的は達成せられないと思ふ。その意味におきまして次のような附帯決議を付したいと存する次第でございまして。

**附帯決議案**  
本法の実施に当り政府は、制度の趣旨が固定資産税に代へ関係市町村の財政援助を目的とするにかんがみ、左の諸点に留意してその運営の適正を期すべきものと認める。  
一、本法制定に当り本委員会が行つた附帯決議を尊重し、すみやかに対象資産の範囲の拡大、評価の適正化、助成交付金予算計上額の増額等に努めること  
二、「政令で定める弾薬庫及び燃料庫」についてはその資産の特殊性にかんがみ、土地建物及び工作物の全部を対象とする等、実情に即するよう措置すること

右決議する。

以上の通りでございます。何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(館哲二君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて採決に入ります。

○委員長(館哲二君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中大沢委員から提出されました附帯決議案を議題に供します。大沢君提出の附帯決議案を、本委員会の決議とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(館哲二君) 全会一致と認めます。よつて本附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(館哲二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に地方交付税法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、昭和三十四年度地方財政計画

に関する件、以上四件を議題にいたしたいと思ひます。  
これにて休憩いたしましたして、午後二時半から開会いたします。

午後一時十分休憩  
午後二時五十分開会

○委員長(館哲二君) これより委員会を再開いたします。  
午前中に委員長に御一任願ひました参考人を、次の通り決定いたしましたから御報告申し上げます。市町村代表として千葉県習志野市長白鳥義三郎君、主婦連合会の方は副会長の春野鶴子君、府県側としましては千葉県知事の柴田等君、それから学識経験者の方としては、地方財政審議会会長尾玉政介君、以上四人選定いたしました。各氏承諾を得ております。

○委員長(館哲二君) それではこれより議題に入りますが、地方交付税法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、昭和三十四年度地方財政計画に関する件、以上四件を一括して議題といたします。各案件につきましては、すでに政府の説明を聴取いたしましたので、これより直ちに質疑に入りませう。質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○鈴木壽君 私は地方税の改正案に關連してちょっとお尋ねしたいのですが、今回の地方税の改正案は、まあ内容としていろいろなかがあるのですが、それとともに、ねらいの一つとして自治庁の示されておる方針の中に、地方税の減免は零細負担の排除と負担の均衡化を重点とするということがあ

るわけなんです、それについて、零細負担の排除の問題なんです、これについて一つ最初にお考えのあるところをお聞きしておきたいと思ひます。が、おまじつと具体的な話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(金丸三郎君) 最も適例と私どもの考えますのは、固定資産税につきまして、免税点を家屋一万円を三万円に、土地一万円を二万円に引き上げることにいたしております。こういうのは小さな土地、家屋の所有者に對しまして、税金がからぬようにする、こういう趣旨から、最も零細な負担を排除する、と申しますのは、負担が全然かからないようにする、こういう趣旨でございます。

それから個人事業税や法人事業税につきまして、基礎控除を引き上げましたり、また法人事業税の最低の軽減税を八%から七%にいたしましたのも、個人事業税、法人事業税の零細な負担と申しますか、最も少い所得に對する税の負担を軽くしよう、こういう趣旨にも出ておるわけでございます。

○鈴木壽君 これに關連して、私こういうのも一ついわゆる零細負担の排除というところにならないかどうかというようなことにお聞きするのですが、いわゆる法定外普通税の問題ですね、これはあなたの方のお考え方としては別に取り扱った考え方なんでしょうか。

○政府委員(金丸三郎君) それは別に考えております。ここでいたしてありますのは、法律をもつてきちんと排除するなり、軽減するものをさしておりました、法定外の普通税に零細な負担をかけておるものがございます。こう

いうものは法定外普通税の整理を期待するということな考え方で、法律をもつて強制しないで、府県や市町村が任意にそのような零細な負担をやれるようにするということに期待をいたしておられます。

○鈴木壽君 法定外普通税の問題はわかりました。たとへば超過課税のような問題ですね、こういう問題は、今のいわゆる零細な負担を排除する、という概念の中に含まれるものと思ひますと、全然別個の問題だ、こういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(金丸三郎君) 別の問題だと考えております。

○鈴木壽君 それで私、今お聞きしたようなことから、零細負担の排除というふうなものかどうか、關連するのをお聞きしたわけですが、今の御答は、それはそれなりで私はいいと思ひますが、一つ私聞きました法定外普通税の問題ですね、これは今度の税改正案の減税額なりをお示しになっておるのを見ますと、今またお話がありましたように、自主的に整理することを期待しておる、こういうことで、その減額が大体三億程度、こういうふうに見られるようにございまして、この額については、その通りでございますか。

○政府委員(金丸三郎君) 三億程度期待するということにいたしておられますが、私どもの、国税、地方税を通ずる七百億の減税の初年度百一億と申しておられます地方税の減税の百一億の中には入っておりません。

○鈴木壽君 私はそんなことを言っているんじゃないんです。見込まれる額三億というものが、そのようにあなた方見込んでおいて、そして、それがそ





考えてみますと、従来児童の給食に伴う税外負担という問題が相当あったように思われますので、今回給食関係につきまして財政上増額を見ていったのであります。それから学校関係、やはりPTAの方で相当学校の建築等に關連いたし、あるいは学校の施設等に關連いたしまして負担している面が多かつたのでありますので、今回は不正常授業の解消という一つの計画を立てて、国としてもその措置を立てることになって参りましたので従来よりはそこの点においても相当税外負担の解消が期待できるのではないかと。もちろん先ほど申し上げましたように、この程度で十分とは考えないのであります。しかし、できるだけだけの財政の許す限り、私どももいたしましては、今回もその方針によりまして努力をいたして参つたのであります。

そのほか、なお、学校あるいは消防というような問題以外にも、いろいろ税外負担の原因となる事項も少くないと思うのであります。たとえば町内会とか何とか、そういうふうな問題になりますと、これは必ずしも国としてどうという問題ではありませんが、国の施策として地方にいろいろの協力をお願いしておる問題、学校教育の問題、これは当然国としても考えなければなりません問題でありますので、そういう面については、国として相当配慮をしなければならぬのではないかと。また、消防につきましては、言うまでもなく、これは市町村消防にはなっております。なっておりますが、しかし、現在の状況を見ますと、たとえ三十三年度の決算で見ますと、市町村が二百二、三十億負担しておるのに対

しまして、国はわずかに六億程度しか負担していません。そういうことで、なかなか市町村だけではまかない切れませんので、自然に住民負担になり税外負担になってくる、こういうことは国としてやはり考えていかなければならぬ問題だと、こういう見地に立ちまして、今回も消防施設の補助の増額ということを強く要望して参つたのであります。しかし、それがなかなか私どもの期待通りにはなりません、考え方としては、そういう考え方でもやってみておるのであります、今後もういっ方方向で全力を尽くしていきたい、かように考えております。

○鈴木壽君 たとえば、三十四年度ではこの程度減らしたとか、三十五年度にはこの程度までに抑えたい、抑えるためには、あるいは減らすためには、国としても考えなきゃいけないいろいろな問題があると思うし、具体的に予算化の問題も、これは当然考えられる問題で、そういうことについて、何か試案みたいなものはございせんか。これは単に放置しておいただけでは、繰り返すようですが、これはなかりません。ですから、その点、もつと何か国としてやるべきこと、あるいは府県の段階でやらなきゃならぬこと、あるいはまた町村としても、これはもちろんルーズなごういう金の集め方というものはやめさせなきゃいけないと思ひますが、それには何か具体的に対策を考えていかなきゃいけないと思うので、そういう点何か考えておる点ございせんか。

うものを定めることが一番望ましいことだと、こう思っておるわけでございます。大臣からお話がございましたように、それを計画的に進めるために、どうしてもその見返りの財源を、用意しなければならぬというふうな問題もございまして、七百億減税という大きな問題をかかえております際でありまして、そこまで手が及んでいないわけでございます。しいて私たちが順位をつけて取り上げて参るといふし、寄附をやつて、府県から市町村へ負担のしわ寄せをやつて、市町村から住民へ負担のしわ寄せをやつておる、これをやはり上から順次なくしていくというところでございせんか、徹底的な解決ははかれない、かように考えておるわけでございます。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のように、一般の租税負担軽減措置と並行いたしまして、税外負担の解消計画というものを定めることが一番望ましいことだと、こう思っておるわけでございます。大臣からお話がございましたように、それを計画的に進めるために、どうしてもその見返りの財源を、用意しなければならぬというふうな問題もございまして、七百億減税という大きな問題をかかえております際でありまして、そこまで手が及んでいないわけでございます。しいて私たちが順位をつけて取り上げて参るといふし、寄附をやつて、府県から市町村へ負担のしわ寄せをやつて、市町村から住民へ負担のしわ寄せをやつておる、これをやはり上から順次なくしていくというところでございせんか、徹底的な解決ははかれない、かように考えておるわけでございます。

もそれだけの財源を捻出することができなかつたというふうな事情にあるわけでございます。将来、ただいま申し上げましたような方向で私ども計画を立て、努力をしていきたいものと、かように考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 これは今のお話ごもつともなで、国あるいは都道府県、市町村と元の方からやらなければいけないことは確にその通りだと思つたのです。それに対する財政的ないろいろな裏打ちのできるようなことが現実的にはとられなければならぬのですが、ただ一般の市町村に対する一つの指導なり、あるいは府県にとつてもそうですが、こういうことが大事な問題になってくるんじゃないかと思つて、最近地方によつては警察関係に対する寄附行為というものはほとんどなくなつてきている、大体ですね。これは当時終戦後いろいろと相当に、やれ駐在所を建てるとか、宿舎をどうするとか、あるいは住宅をどうするとか、あるいは相当地方の人たちに負担があつたわけですが、これは声を大にして叫んでいるうちに、最近は今言つたようにあまりそういうことがなくなつた。こういうことも私はやはりこれらの問題の解決のための一つの方法としては考えていいんじゃないだろうか。たとえば消防関係のことで大臣いろいろ国の予算のことも心配しておられるようでございますし、けっこうなんです、しかし何か消防のことになると出すのが当然であり、出さないものは悪人のような、そういう考え方でもやつておるところが私はずいぶんあるんじゃないかと思つて、こういう問題です。

ね、私はやはりこういうものに対する住民の何といひますか、考え方と同時に、さらに市町村当局なり府県当局なりがもつと引き締つた気持で、こういう問題を考え直してみようということになると、私はよほど減らんじやないか、こういうことが言えると思つて、すが、そういう点どうでございませうね。

○政府委員(奥野誠亮君) お話まことに、ごもつともだと思ひます。たえず財政の実情を確立する、負担区分を乱さないようにするということを強く指導して参らなければならぬ、かように考へておるわけでございます。またそういうことを私ども繰り返して述べ参つてきております結果、市町村と府県間の問題、あるいは市町村と住民の間の問題も私はやはり是正の方向に向いつつある、こういうふうに見ておるわけでございます。近く地方財政の運営につきましての指導方針を示すことにはいたしておりますが、その際におきまして、今御指摘の点は取り上げることである部内で協議を重ねておるような次第でございます。

うことをやって、大体私の承知をして  
おるところでは二分の一持たした、あ  
るいは三分の一——まあ三分の一は大  
ていこのところで持たしているんじゃない  
いかと思うんですが、そういう点はせ  
ひとも早急に国の段階、府県の段階、  
町村の段階の元の方の一つとして、こ  
れはやめさせるべきじゃないだろう  
か。これは学校の施設について今例と  
して申し上げましたが、道路でもその  
他いろいろなこととそういうことをせ  
やっている。これは何とかできません  
か。

○政府委員(奥野誠亮君) 私たちはや  
はり国と府県と市町村との間におきま  
する負担区分を明確に定めてゆく、こ  
れが前提条件にならうかと思うのでご  
ざいます。そういう意味で地方財政法  
の規定がございましたり、あるいは基  
準財政需要額の算定に当りまして、ど  
の経費をどちらの基準財政需要額に算  
定してゆくか、こういうことを明確に  
いたして参つておるつもりでございます  
。しかし遺憾ながら御指摘のような  
問題もあるわけでございまして、そう  
いった事例に当りましては、府県立の  
高等学校の所要経費は全額府県の基準  
財政需要額に算入しているにもかかわ  
らず、市町村に若干の分担を仰せつけ  
るといふようなやり方を繰り返してゆ  
くならば、所在の市町村についても府  
県立高等学校の経費を若干基準財政需  
要額に見込まなければならなくなるん  
じゃないか、こういう話もいたしてお  
るわけでございまして、こういう問題  
を根本的に解決いたしますためには、  
高等学校の建築関係の費用の償却費、  
これを基準財政需要額に算入しておる  
わけでございますが、若干でも増額を

して、その機会にさっぱりやめさした  
い、こういう考え方を従来から持つお  
るわけでございしますが、それには財源  
を必要といたしますために、なかなか  
私たちの思う通りには参っていないわ  
けでございます。もう一つ道路法であ  
りますと、河川法とかいうような法  
律に、府県の費用を市町村に負担させ  
ることができるといふ規定がございま  
す。非常に荒っぽい規定が一つ入って  
おるわけでございまして、こういう点に  
つきましても私どもは是正をしなければ  
ならぬと考えておるのであります。こ  
れもある程度財源を持った際に  
その法律の改正をも関係省との間に話  
し合ひをおつてみたい、こういう気持も  
持つておるわけでございまして。ただ府  
県道であります、所要経費は全額府  
県の基準財政需要額に見込んでござい  
ますので、そういうことも市町村に徹  
底させながら、漸次改善をはかつてい  
きたい、こういう考え方もあるわけで  
ございまして、今申し上げましたよう  
な道路法や河川法の規定が若干府県が  
市町村に税外負担を押しつける手がか  
りになっておるといふ事実もいふわけ  
でございます。こういう考え方はおるわけ  
でございます。こういうような問題も  
総合的にぜひ解決して参りたいといふ  
ように存じておるのでございまして

と、どの程度の手当をすれば、そうい  
うものがなくなるのか、そういうよう  
なことを拾つたこととございましてか。  
○政府委員(奥野誠亮君) 県別に道路  
費についてどの程度負担を町村に持  
てゆき、高等学校の設備についてはど  
の程度市町村が負担しているかといふ  
資料はございまして、漸次是正されてき  
ている。従いまして、各府県みんな同  
じ姿でございまして、異常な市町村  
への負担を排除をしてきておるところ  
も、だんだん出てきていわけでございま  
して、現在私どもは啓蒙的にそういう  
努力を払つてゆきたい。ただ一挙に法  
律を改正するという段階に至つていな  
いのでございまして。

○鈴木壽君 これは大へんな作業だと  
思うし、また裏づけの財源等について  
もなかなか相当大きな金にならうと思  
いますから、一挙には私はできませんと  
思いません。ただし、そういう手  
の一度洗つてみて、一体どこから手  
をつけていくかという具体的な  
そういうことが私にはなければ、これは  
何年たつても、さつきから言う通りな  
かなかなくならない、こういうことに  
なりはしないかと思つておる。しかも  
その類がものによつては逆におえてい  
く、P.T.A.関係はむしろ、いろいろな  
施設等に金が必要だといふので出させ  
られるためにおる傾向があるのじゃ  
ないかと思つておる。これは全般的に言つ  
て、あるいは総額はそんなに何十億と  
ふえるといふことと、あるいは何十億と  
いけれども、地域によつてはそういう  
ところが明らかにあるのですね。です  
から、毎年P.T.A.の会費が、こし五  
十円であつたけれども、来年は少々足  
りないからもう十円値上げしようとな

か、十円はひどすぎるから五円にして  
置けとかいふ論議が、P.T.A.の総会等  
において繰り返されておるので、すか  
ら、そういう点からいふことを期待して  
それを自主的にやめることを期待して  
おることもだけではないかなと思つて  
おる。はむずかしいことと、大幅に減るといふ  
ことも至難なことと、大幅に減るといふ  
ことも、もつと具体的に調査して、基準  
財政需要として与えるべきものは与え  
る、そのためには今どのくらい金が出  
ている、今どの程度与えるかといふよ  
うなことが、もつと具体的になされな  
ければならぬのじゃないか、こうい  
うことなんです。

○政府委員(奥野誠亮君) 各経費こと  
にどの程度の負担をさせておるかとい  
ふ調査は持つておるわけでございま  
す。私たちが一番極端な市町村へのしわ  
寄せをやつておる、こう考へておるま  
す問題は、河川の改修を国が直轄でや  
つて、その負担金を府県は交付公債で納  
めます。にもかかわらず、その経費の  
一部を市町村にしわ寄せをしてい  
ておるわけでございまして、これは一  
般の例だと思つておる。これが  
が数団体あると思つておる。こ  
ういふものはむしろ個別にやめさせるよ  
うな勧奨をいたしておるわけでござい  
ます。府県立の高等学校の経費につ  
きましては、たとえば国立の学校であ  
りますと、地方団体に負担をさせるよ  
うなことをしてはいけないのだといふ  
ことを、わざわざ地方財政法に明記し  
ておるわけでございまして、同じ精神で府  
県立の施設についてもやるべきだと、  
こう思つておる。ただその場合に  
特別程度の高い施設を寄付金で支出す  
るといふ場合なんかありますが、老

朽校舎の改築まで一定のものを寄付に  
ゆだねる、こういうものはぜひやめさ  
していただきたい、それにつきましても、  
やはり地方債の運用の問題も関連して  
くるのじゃないかと思つておる。あるい  
は基準財政需要額の算定の問題にも関  
係してくるのじゃないかと思つておる  
が、そういうような方法で一応の用途  
は持つておるわけでございまして、な  
がら、そういうような用途を持ちなが  
ら、漸次ぜひ解決をはかつて参らな  
ければならぬ、かように考へておるわ  
けでございます。

○鈴木壽君 これは一つ、長官もこの  
問題についてはだいぶ心配されておる  
ようでございますし、強く一つ単なる  
かけ声だけでなしに、具体的に効果あ  
るような、先ほど来局長が言つておら  
れるような問題等を含めてやつてお  
りたいと思つておる。実はまあ私  
が尋ねる本筋の問題でないが、こ  
ういふ寄付金なりあるいは地元の負担金を  
めぐつて、また変なトラブルが起つて  
おるところもある。たとえば学校を建  
てるために、地元ではこれこれのもの  
を寄付するのだ、こういうことでや  
つた、しかしそれがいつまでたつても出  
てこない、県の方では寄付金なり何  
かの名目で予算にもつて計上してある  
が、それが未納となつて何年も残る、  
さあ何とかが納めてくれというが、そん  
な金いまだ納められるもんかといふ  
ようなことで、妙な問題が起つてい  
るところもあるわけなんです。そうして  
こういう県立のものは県で見ると  
どういふような理屈を持ち出してみた  
り、そういう付随したような、あまり  
けつこうでないことも出て来ておるの  
でして、私はやはりこれは何とか一日

と、どの程度の手当をすれば、そうい  
うものがなくなるのか、そういうよう  
なことを拾つたこととございましてか。  
○政府委員(奥野誠亮君) 県別に道路  
費についてどの程度負担を町村に持  
てゆき、高等学校の設備についてはど  
の程度市町村が負担しているかといふ  
資料はございまして、漸次是正されてき  
ている。従いまして、各府県みんな同  
じ姿でございまして、異常な市町村  
への負担を排除をしてきておるところ  
も、だんだん出てきていわけでございま  
して、現在私どもは啓蒙的にそういう  
努力を払つてゆきたい。ただ一挙に法  
律を改正するという段階に至つていな  
いのでございまして。

も早くこういう問題について積極的な、しかも具体的な手を打って貰わないといけないのだと思うのですが、重ねて長官いかがでございますか。これに対して本格的にやはりこれは取り組んでやるというお気持ちなかどうか。

○国務大臣(青木正君) 私、鈴木委員のお話を承わっております。実は私が述べたいようなお話を承わったというのは、実は私の会長をしております学校で、やはり改築問題がどうしてやらなければならぬ問題がございまして、そこで改築のことを県にいろいろ連絡いたしましたのでありますが、やはり地元負担という問題が付随しておるのであります。そこで私の考え方として、学校は当初は焼けた問題でありまして、その復旧の関係、それからさらに生徒が増加したためにどうしてもやらなければならないというふうな問題、そういうことから、県立学校は当然県でめんどうを見てもらわなければならないという考え方に立って、いろいろ県の事情も承わつたのであります。が、県の事情も承わつてみると、私も埼玉県で申しますと、県立の学校がいくらも校舎の改築時期になっておりまして、そこで非常に希望が多い、また県の財政は非常に苦しい。そういうところから、どうしても希望のあったところへ優先的にやらざるを得ない、こういう内情があるようでありまして、しかしそういう内情があるにしても、県立の学校でありながら県でそれを全部することができず、お話をよりに学区内の各市町村にこれを割当式な寄付と申しますか、それから卒業生あるいはPTA等に寄付をお願いす

る、やむを得ずそうせなければあすの教室に困りますので、寄付をせざるを得ないという結果になる。その結果税外負担という問題になってくるのでありますので、私も自分の苦しい体験からいたしまして、何とかしてそういうことのないように、かりに県の財政が苦しいといたしましても、たとえば起債のワクなりもう少し広げて、そして長い年数でこれを償還するということとしていくとか、何らかの方法を講じなければならぬのじゃないか。ところがこれはひとり埼玉に限らず、全国的にちよと小学校の校舎が改築期になっておると同じように、県立学校も改築期になっておりますために、希望が非常に多い。そういうことか、なかなか国として全体を見ることもむずかしいという問題もあると思うのであります。しかし、だからといってお話のように、今のまま放任しておきますれば、いつになってもこれを直すことはできませんので、一つはわれわれの悩みの種になっておる大きな問題でありますので、何とかこれを解消せんければいかぬ。根本的に申し上げますれば、問題は要するに府県の財政が苦しいというところからこういうことになって参つておりますので、全般的の財政の改善ができれば、この問題も自然に解消することになるのであります。しかし全般的の府県の財政の好転というものを待つというあり方ではなしに、やはり具体的に顕著なこういう問題につきましては、それそれとして個々に取り上げて解決していかなければならぬのじゃないか、かようにも考えるのであります。そういう意味におきましてお話もありまし

たし、さらに私も各府県の実際の県立校舎の改築の必要性と申しますか、そういう資料等も集めまして、せめて起債の面等なり何なりの面からでも、逐次要望に沿うようにしていかなければいかぬのじゃないか、そういうことである。いろいろ内部的には話はおるのであります。また具体的にどういう計画でやるというところまでいかぬことは、私もまことに残念に思っておりますが、しかし問題は大きな問題として、私も考えなければならぬことである。これは重々承知いたしておりますので、できるだけ御期待に沿うように今後は一そう努力していきたい。単に抽象的にそういうことを言っただけじゃ何にもならぬじゃないかというお叱りを受けたいと思っております。しかし、問題の所在はよくわかっておりますので、われわれ真剣に取り組みたい、かように考えております。○鈴木委員 いろいろ御心配になって対策を講じていきたいというお話であります。それから、これ以上申し上げなくてもいいと思いますが、これはたとえば、もとの方から直していきたいという先ほどの局長のお話、これは各省につながるいろいろな問題があるわけなんです。そうしますと、こういうことはなかなか大へんなことだと思つて、しかし、これをやっぱりやらないと、何べんも申し上げるうちに、いつまでたつても、もとの直つてこない。府県の段階でも依然そういうことが行なわれ、しつ寄せがまた当然市町村にくるといふようなことになるのでございまして、ほんとうに私自治行なりあるいは政府部の大きな問題として取り上げていただいて、真剣に対策を

講じていただきたいということを要望いたしたいと思つております。こういうあなた方の調査にも現れてこないような形での負担というものが相当あると思つております。たとえば、何と申しますか、道路の改修工事の際の用地の提供の問題なんか、これはおそろしくうとところには出てこないだろうと思つて、あるいは、金を出してもきわめて安いものでやつて、まあ道路ができるからいいじゃないか、道路ができれば、おまえのところのたんぼももつと値上りするのじゃないかというふうなことで、正当な金を出さうなことを言つておきながら、実は時価と比べてみますと、著しく低いようなふうな金でいけば負担させられてしまう。こういうふうな目に見えないものも私相当あるのじゃないかと思つております。私も現に見ておるところでもそういうことがあるので、おそろしくそういうものは、こういうあなた方の数字に載つてこない数字だと思つております。ですから、こういう問題、単にこれだけではないのでございまして、全般の国のやり方なり地方団体のやり方としての大きな問題として、これはほんとうに重要視してやつていただきたい。そうでないと、一方に減税だといつても、一方で何か税外のこと、負担を大きくやられて、何にもならぬと思つて、むしろ減税をやる前に一たんまづこういうものを洗つて、国なり地方の減税をやる前にこういうものをきれいにしてしまふことが大きな効果があるのじゃないだろうか。税は、所得税なんか負担をしておらない人がたくさんある。あるいは、住民税もきわめて安い負担で済む人がいる。そういう人

が、事消防とかあるいは学校に關しては相当な税以上の、あるいはその人以上の負担をさせられている。しなければ何か悪者扱いにされてみたり、ぶつぶつ言いながらやつていく。こういうことは私はやっぱり見のがされぬ問題だと思つて、むしろ下手な税の率をいじつてやるよりも、一度こういうことを思い切つてがんとやつた方が、私はそれこそ拍手かっさいを浴びるのじゃないかと思つて、どうでしょうか。○国務大臣(青木正君) お話のように、私ももしばしばそういう御意見なり御主張を承わつておるのであります。わずかばかしの減税なんかやるよりも、それよりも減税以外に住民に負担がくる税外負担の方を解決すべきじゃないか、その方がむしろ順序でないかという御意見も承わつておるのであります。それは確かに一つの御意見と私も十分傾聴いたしておるのであります。私も、私もやはりその方もまあそう急にはできませんが、減税もやるべきもの、またその方もできるだけやらないければならぬ、こういう考えで今回の財政計画に当りまして、減税をやる一方、また御指摘のような点におきまして、できるだけ改善を加えていきたいと、また、先ほど来いろいろお話ししますが、はつきりつかみが見えない税外負担等もあつたので、やはり一方におきましては、できるだけ財政的な基礎を確立して、そうして目に見えないような税外負担を解消するような方向に持つていかなければいかんではないか、



のそういった特別措置は非常に目立つ非常に特色がありますので、多少そのときは事態が違つたという目で見直されたと思うのであります。

○占部秀男君 私はいはいろいろ考へ方があると思うのですけれども、国の場合よりは地方の場合の方がこういふ整理の問題についてはより緊急性といひますが、より必要性が大きいといひないかという工合に考へる。といふのは国の方は言うまでもなく健全財政の形をとっている。地方の方は率直に言つて赤字財政になつてゐる。こういふ中で地方の財源関係の問題を確保する意味からいつても、それからまたもう一つには特別措置をする事情です。ね、そもそもなぜ特別措置をしなればならなかつたか、こういうような点についての事情も、あの当時から今日を見れば経済的な要因というものは相当は變つておると思うのですね。そこでむしろこれは、国がこの整理の問題に入る前に、地方の方からして入るのが僕は順当のような気がするのですが、今度何か国の方が一部分ではあるけれども、ほんの芽を出した程度ではあるけれども、ともかくも今までのこの問題に対する非常なあらゆる批判が、その批判にこたえてその整理の問題に乗り出したという形に一応なつてゐるわけですから、そういうふうなときに、地方税の問題がそのまゝはうり出しにされるというこゝとは非常に筋からいつても通らないし、実際、市の財政面からいつてもこれは通らないのである、かやうに考へるのですが、次官、いかがでございますか。

○政府委員(黒金泰美君) たゞいま占部さんのおっしゃること、私大体同感であります。特に特別措置法を設けます大體の理由は、租税の公平原則といひますが、租税理論のまゝでいかなる、これを曲げるのであります。曲げるための理由は経済政策の問題でありまうか、いろいろな事情がございませうが、大體そういう事情は国が援助をする、国家的な見地で見るといふものの方が多しと思つてございませう。従ひまして国税についての特別措置、これも考へようによれば取るものは取つて与へるべきものは与へるのだ、この方が正しいかと思つて。しかしそれがなかなかできないものですから、特別措置でいけば補助金に備するようなものを減税でまかなつておる、こういうことが多しなものでありますから、そういうような点から見ましても、私は地方税法にはあまり特別措置がない方がいいのじやないか、こういうことは私見を持つておられます。持つておられますが、今お叱りを受けてまことに恐縮なのであります。さてとなつて、特別措置に手をつけて参りますと、今までおまけをしております分を元に戻そうというのにはなかなか大へんでございませう。抵抗が多い。うっかりして参りますと、おれもおれもという新しいものが出て参りまして、よほどの覚悟とよほどの準備をもつて参りませんと、逆に拡張になつてしまつておれも多分ございませう、まあいろいろ検討してみましたけれども、準備整はずに見送つたような次第でございませう。実は残念に考へております。今後ともこの方向に向いまして仕事を進めて参る覚悟でございませう。

○占部秀男君 次官の今の御答弁で、どうも逆に私たちが考へておることを言われたような結果になつてしまつたのですが、私はこの問題は、しつこいのですが、この残念だといふ言葉だけで問題は解決できないような問題じやないかと思つてゐます。これはまあ地方財政計画と関連して御質問をすれば、もちろん次官はわかつておられることと思つてすけれども、今度の地方財政計画を見ても、これはあとでまた質問をしたいと思います。非常な無理に無理をして、この財政計画上は必ず、無理に無理をして財源を出しておるような傾向が相当あるわけなんです。ね。こういうような無理をさせるならば、やはりその前に取れる財源というものはやはり一応整理して、まあそれが無理な問題ならばしようがないけれども、もう経済的な条件も變つておるのだし、当然は是れもやめてもいいものであると、それがしかもその一部分は国でさへ芽を出したというのに、地方税でこれは芽が出なかつたということになると、相当自治庁としては、これは言ひ方は少し大きいかも知れませんが、怠慢のそしりを免かれないうやうに私は考へるのです。そこでこの問題については、私は関連してまたお伺ひしたいと思つてゐますが、この際資料を一つお願ひしたいのですが、それは地方税に関する特別措置関係のあれを一つ一べん洗つて、金額の面も含めて、何かプリントにしたものでもありましたら、一つ早急にいただきたいと思つてゐます。

○政府委員(黒金泰美君) たしか厚い本で、これはこの前にお配りしたことがあつたかと思つてございませうが、こういう厚いのがございませう。あまり厚過ぎるものでございませうから、かえつて御不便かもしれませうが……。

○占部秀男君 それはいつのございませうか。

○政府委員(黒金泰美君) これは去年でございませう。去年資料に、臨時国会のときかと思つてゐますが、お配りしておると思つてゐますが、もしあれでございませうしたら、お届けいたします。

○占部秀男君 それじゃまた一つ一冊いただきますから……。

○政府委員(黒金泰美君) 十四ページに全部出ておりますから……。

それから弁解がましくはなはだ恐縮なのでございませうけれども、国税の方の特別措置は大体期限をつけておられます。昭和三十四年三月末日とか、その期限が来たものでなし得るのでございませうが、私どもの方にはほとんど期限がつかないものでございませう。こういうところにも存外見直す機会が困難だといふ原因があるかと思つてゐます。今後また、立法技術の問題であります。今後でも、そういう点もこれから考慮して参つてはどうかと、こんなふうな考へておられます。

○占部秀男君 私はあとでそれを一つ読んでから、またこの問題を関連してお伺ひさせていただきますと思つてゐます。

○委員長(館哲二君) それでは質疑は次回に続行することにいたしました。本日はこれにて散会いたします。午後四時十四分散会

三月十三日予備審査のため、大委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特別に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特別に関する法律の一部を改正する法律案

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特別に関する法律の一部を改正する法律案

附則第三項中「昭和三十四年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」と、「昭和三十三年度分」を「昭和三十六年度分」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。